別紙１

軽度者の指定福祉用具貸与費 算定の可否の判断基準
（例外給付の対象となる状態像に該当する者[利用者等告示第31号のイ]）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア　車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に歩行が困難な者 （二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	 基本調査１－７ 「３．できない」 ―
イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に起きあがりが困難な者 （二）日常的に寝返りが困難な者	 基本調査１－４ 「３．できない」 基本調査１－３ 「３．できない」
ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３ 「３．できない」
エ　認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 （一）意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （二）移動において全介助を必要としない者	 基本調査３－１ 「１．調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査３－２～３－７ のいずれか 「２．できない」 又は 基本調査３－８～４－１５ のいずれか 「１．ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査２－２ 「４．全介助」以外
オ　移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に立ち上がりが困難な者 （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	 基本調査１－８ 「３．できない」 基本調査２－１ 「３．一部介助」又は「４．全介助」 ―
カ　自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 （一）排便が全介助を必要とする者 （二）移乗が全介助を必要とする者	 基本調査２－６ 「４．全介助」 基本調査２－１ 「４．全介助」

※ア（二）、オ（三）については、主治医、福祉用具専門相談員とともに、サービス担当者会議を通してケアマネジャーが判断を行うものとする。